

《重要》凍結保存物の更新手続きについて

《2022年3月までの保険適用前に凍結保存されている凍結保存物の更新について》

これまで期限切れ後も猶予を設けて凍結保存延長に対応をさせていただいておりましたが、保険診療に合わせまして**必ず期限内のお手続き**をお願いいたします。
尚、凍結保存の更新に関しましては**当院から個別に期日等のご案内はしておりません**ので、お手元の凍結保存物の保存期間に関する書類の期日をご確認の上、お手続きをお願いいたします。

保険適用以前・自費治療による凍結（胚・精子・卵子）の場合

《更新希望》

- ・書留・振込でのお手続きの際は事前の連絡は必要ございません。
- ・来院して更新手続きをなさる際は、当院WEB予約、【薬・採血・注射のみ】の予約を入れ、診察券・更新書類、料金（カード払い可）をご準備の上ご来院下さい。

《廃棄希望》

- ・凍結保存物の廃棄をご希望の際は、当院ホームページ → 『各種サポート』 → 凍結保存物（胚・精子・卵子）延長廃棄依頼 より、廃棄希望のフォームに必要事項をご入力の上送信下さい。期限内に送信をお願いします。

2022年4月1日以降に保険治療による凍結胚の場合

《更新希望》

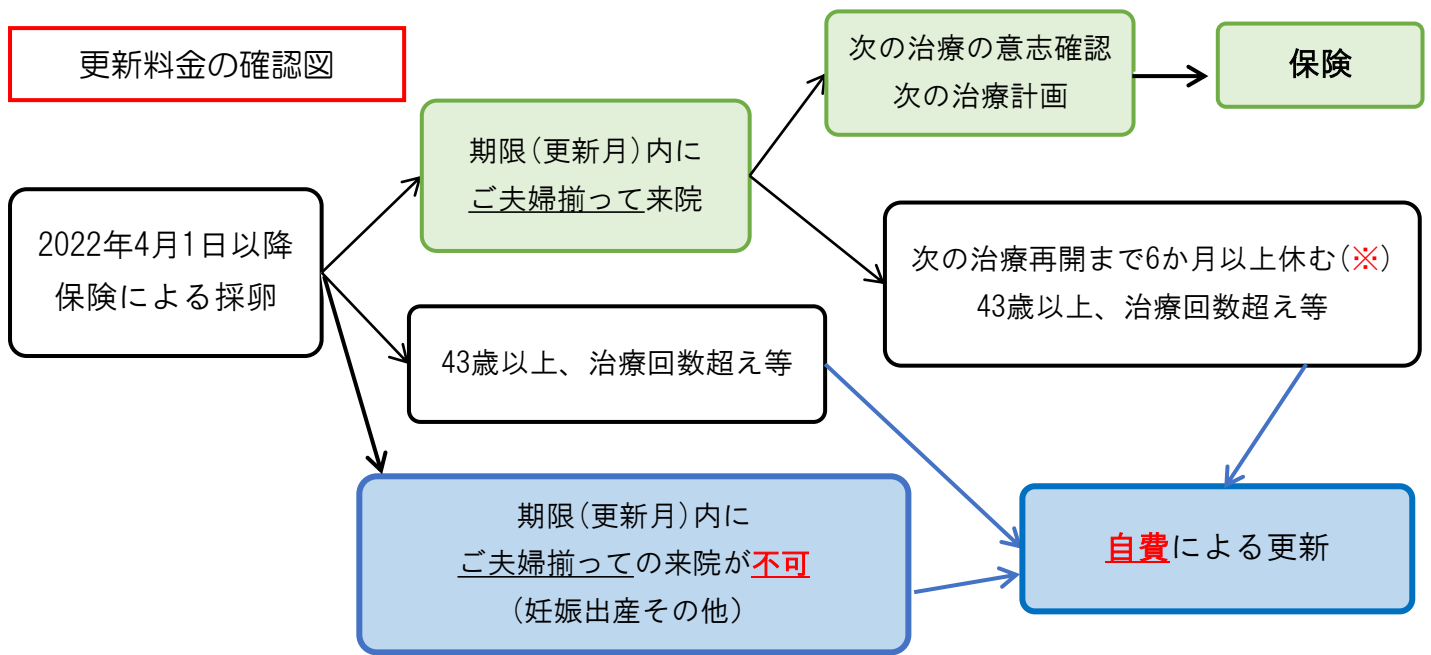
- 2022年4月1日以降に保険治療により凍結保存された胚は、保険での更新が可能です。
- ・その際は**期限月内にご夫婦そろってご来院**いただき、次の治療のご意思確認と治療計画（半年以内）を立てていただくことが必須となりますのでご注意ください。
 - ・期限月内に夫婦でのご来院ができず、お電話や郵送のみでの更新の場合は自費での更新料をお支払いいただきます。

また、回数やご年齢制限等の理由により保険での更新ができない場合もございます。
お手元の書類の期日をご確認いただき、同月末日までにお手続きが必要となります。

- ・保険による更新料・・・10,500円（3割負担額）
- ・自費による更新料・・・凍結胚1個のみ・・・38,500円
凍結胚2個以上・・・55,000円

以下に続く

2022年4月1日以降に保険治療による凍結胚の場合続き



※自費・保険は医師の医学的判断による場合あり。

※ 保険による手続きには必ず更新月内にご夫婦揃っての来院が必要になります。 期限内の来院がかなわない場合は、理由の如何に関わらず保険の診療報酬請求が出来ませんので、自費でのお手続きとなります。ご了承ください。尚、現時点で保険更新が可能なのは3年と決められています。(2023.3月時点)

【保険】ご夫婦揃って来院にて手続きの場合

- ・当院 WEB サイトにて【保険：凍結胚更新手続き】の予約を入れ、保険証を持参の上ご来院ください。他院様からのお手紙、検査結果がありましたら合わせてお持ちください。
- ・更新月に治療中（受診）の方は更新希望の旨、受付時もしくは診療時にお申し出ください。

【自費】期限内にご夫婦揃って来院できない・自費に該当の場合

*期限内にご来院ができない場合・自費による更新に該当の場合は、

➔ **お振込み・書留にてお手続きが可能です。** 事前の電話連絡は必要ございません。

【凍結保存延長申請書】の印刷

当院ホームページ『各種サポート』→凍結保存物（胚精子・卵子）延長廃棄依頼より、**凍結胚保存延長申請書** を印刷してご利用ください。ご夫婦様各々署名の上、記載漏れがないよう記載したものをご準備ください。

以下に続く

【自費】期限内にご夫婦そろってできない・自費に該当の場合続き

【当院指定口座に振込み】※必ず延長申請書をご当院へ郵送してください。

- 更新料（個数分）を振り込む。
 - ① 振込人お名前の前に、必ず診察券番号を入力してください。
 - ② 振込手数料はご負担願います。
 - ③ 月末日が土日祝日にかかる場合は、**月内当院診療日までに振込をお願いいたします。**

医療法人 蔵本ウイメンズクリニック
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目1-19
TEL 092-482-5558 FAX 092-482-1415
お振込先： 福岡銀行 博多駅東支店（普）1979601

【郵送（現金書留）】

- 更新料（個数分）と延長申請書類の両方を現金書留封筒に同封し、当院宛に現金書留郵便で郵送してください。月末日が土日祝日にかかる場合は、**月内当院診療日までに必着でお願いします。**

* 延長申請書類送付時のお願い *

※ご住所に変更がある場合はその旨一筆メモを添えてください。

※「更新料」と「申請書」の両方が確認でき次第、概ねひと月以内に申請書記載のご住所に、普通郵便にて領収書をお送りいたします。

※領収書がお手元に届かない場合はお手数ですがお電話でお問い合わせください。）

更新を希望しない場合(廃棄希望)

- 当院ホームページ→『各種サポート』→凍結保存物（胚精子・卵子）延長廃棄依頼より、廃棄依頼用のフォームに必要事項を記入し、送信下さい。

送信できない場合は当院診療時間内に期限日までにお電話連絡をお願いいたします。

凍結保存期限が過ぎ、申請書の提出、更新料の振込手続きがされない場合には、同意書に基づき廃棄のご意思と判断させていただき廃棄いたします。

- **期限を過ぎてのお手続きはお受けいたしかねます**
- 期限を過ぎたのちに、「廃棄されず残っているか」、などのお問い合わせにはお答えいたしかねます。
- 廃棄後の異議申し立ては一切お受け付けいたしません。

以上